

公告

福岡県が発注する建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 工事名
豊前地区集中制御機更新及び回線種別変更等工事
- 2 工事場所
豊前市大字八屋1889番地2先ほか
- 3 工事概要
電気工事(老朽化した集中制御機の更新及び回線種別の変更等工事)
- 4 工期
契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで
- 5 電子入札に関する事項
本工事は、入札手続(競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで)を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。
- 6 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 - (1) 入札及び契約手続に関すること
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部総務部施設課契約係
電話番号 092-641-4141 内線2285
 - (2) 工事に関すること
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部交通部交通規制課管制企画係
電話番号 092-641-4141 内線5213
- 7 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)
電気工事について、「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和5年12月福岡県告示第805号)」に定める資格を得ている者(令和7年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)登載者)
- 8 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)
令和7年6月17日(火)現在において、次の条件を満たすこと。
なお、開札時点においても同条件を満たすこと。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
 - (2) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和62年6月30日総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと。
なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から契約締結の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。
 - (3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱(昭和54年9月22日総務部長依命通達)第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再

生法(平成11年法律第225)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。)

- (5) 電気工事業について、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所を、福岡県内に有すること。
- (7) 電気工事について、入札参加資格者名簿の業者等級別格付がAであること。
- (8) 平成22年度以降に元請けとして、交通管制センター機器設置工事の施工実績(共同企業体による施工については、代表構成員としての実績に限る。)を有すること。

なお、交通管制センター機器設置工事とは、都道府県警察が発注(起工)した交通管制機器の新設又は高度化更新工事のことである。

- (9) 電気工事業について、次の基準を満たす専任の主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できる者であること。

ア 平成22年度以降に交通管制センター機器設置及び高度化更新工事の経験がある者であること。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、入札手続の公正性・透明性を粗害するものではない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の規定による子会社をいう。以下同じ)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社若しくは民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第1項第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社との関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する取締役(代表取締役)、取締役(社外取締役及び委員会設置会社(会社法第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。)の取締役を除く。)及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役(以下「取締役」という。)が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

9 入札説明書の交付

(1) 期間

令和7年6月3日(火)から同年7月14日(月)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

6の(1)の部署とする。なお、福岡県のホームページからダウンロードして入手することも可能である。

10 契約条項等を示す場所及び日時

(1) 場所

工事請負契約書案の縦覧を6の(1)、設計図面及び仕様書の縦覧を6の(2)の部署で行う。

(2) 期間

令和7年6月3日(火)から同年7月16日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

11 入札参加申込みの受付

(1) 申込受付期間

令和7年6月3日(火)から同年6月17日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 受付場所

6の(1)の部署とする。

(3) 申込方法

電子入札システムにより入札手続を行う者(以下「電子入札業者」という。)は電子入札システムにより提出し、また、紙での入札手続を行う者(以下「紙入札業者」という。)は持参によること。

(4) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、本県において無断で目的外使用することはない。

ウ 提出書類は、返却しない。

12 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

(1) 日時

電子入札システムによる入札は、令和7年7月1日(火)から同年7月16日(水)午前9時50分までの電子入札システム稼働時間

紙での入札手続による入札は、令和7年7月16日(水)午前10時00分

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部 入札室(地下1階北側)

(3) 入札書の提出方法

ア 電子入札業者は、電子入札システムにより提出し、紙入札業者は、入札書を直接持参すること。

イ 入札執行回数は、1回とする。

ウ その他、入札説明書、入札心得及び福岡県電子入札運用基準の規定による。

13 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

なお、入札に際し、工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加することができない。

(1) 紙入札業者は、入札時に工事費内訳書を提出すること。郵送又は電送による提出は認めない。

(2) 電子入札業者は、電子入札システムにより提出すること。

14 開札の日時及び場所

入札終了後、直ちに12の(2)の場所において行う。

15 入札保証金

見積金額(税込み。以下同じ)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- (1) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険期間は開札の日から8日間(県の休日を除く。)とする。

- (2) 開札の日から過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

16 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合

17 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 金額を訂正した入札
- (3) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (4) 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反した入札
- (5) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (6) 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず(紙での入札手続による場合は入札者又はその代理人の記名がなく)、入札者が判明しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札保証金が15に規定する金額に達しない入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者(競争入札参加資格の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) くじ番号の記載がない入札(くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。)

18 最低制限価格の有無

有

19 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

落札価格による申込みをした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

20 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者は、契約の締結に当たって、工事請負契約書第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人とししないこと等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。